

応札上限・応札責任について

平成 27 年 4 月以降の発行入札における応札上限・応札責任（案）

1. 応札上限

平成 27 年 4 月以降のすべての国債（国庫短期証券を含む。）の入札（非競争入札、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札を除く。）において、各入札参加者の応募の限度額は、発行予定額の 2 分の 1とする。

2. 応札責任

平成 27 年 4 月以降のすべての国債（国庫短期証券を含む。）の入札（国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札を除く。）において、国債市場特別参加者には、相応な価格で、発行予定額の 4% 以上に相当する額で相応の額を応札する責任を課すこととする。

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表

現 行	変更後（平成 27 年 4 月 1 日改訂案）
第 2 国債市場特別参加者の指定 1 指定基準 （略） (1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第 4・5 の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）の 3%以上に相当する額を応札していること。 （略） 第 3 国債市場特別参加者の責任 （略） 1 発行市場における応札責任及び落札責任 (1) 応札責任 すべての国債について、それぞれの入札において、相応な価格で、発行予定額の 3%以上に相当する額で相応の額を応札すること。ただし、財務省は、これらの応札のうち、市場実勢から著しく乖離し、相応な価格でないと判断されるものについては、応札として認めないこととする。 （略）	第 2 国債市場特別参加者の指定 1 指定基準 （略） (1) 前々四半期の初日以降に入札の方法により発行されたすべての国債（国庫短期証券を含む。以下同じ。）について、それぞれの入札（第 4・5 の国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（以下「第Ⅱ非価格競争入札」という。）を除く。以下同じ。）において、相応な価格で、発行予定額（それぞれの国債の入札で財務省がオファーする発行予定額をいう。以下同じ。）の <u>4%</u>以上に相当する額を応札していること。 （略） 第 3 国債市場特別参加者の責任 （略） 1 発行市場における応札責任及び落札責任 (1) 応札責任 すべての国債について、それぞれの入札において、相応な価格で、発行予定額の <u>4%</u>以上に相当する額で相応の額を応札すること。ただし、財務省は、これらの応札のうち、市場実勢から著しく乖離し、相応な価格でないと判断されるものについては、応札として認めないこととする。 （略）

第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

(略)

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 (略)

(3) 基準応札係数

① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行する当該国債と同じ名称の国債について、それぞれの入札における発行予定額のうち、各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札の応札額（第3・1(1)により、財務省が、相応な価格でないと判断したものを除く。）が占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの。ただし100%を上限とする。）を、当該直近2四半期分について単純平均（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの）したものから3%を減じた値を、基準応札係数として算出する。

ただし、当該四半期及び前四半期中に、当該国債と同じ名称の国債の入札が行われなかった場合は、当該四半期以前に算出された最終の数値を基準応札係数とするものとする。

(略)

第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

(略)

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 (略)

(3) 基準応札係数

① 財務省は、各四半期中に発行されるすべての国債の入札が終了した後、当該四半期及び前四半期中に発行し、及び発行する当該国債と同じ名称の国債について、それぞれの入札における発行予定額のうち、各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札の応札額（第3・1(1)により、財務省が、相応な価格でないと判断したものを除く。）が占める割合（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの。ただし100%を上限とする。）を、当該直近2四半期分について単純平均（百分率で小数点以下第2位未満を切り上げて表示したもの）したものから 4% を減じた値を、基準応札係数として算出する。

ただし、当該四半期及び前四半期中に、当該国債と同じ名称の国債の入札が行われなかった場合は、当該四半期以前に算出された最終の数値を基準応札係数とするものとする。

(略)